

八戸市プラスチック資源中間処理業務特記仕様書

1 業務名

八戸市プラスチック資源中間処理業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務内容

本業務は、本市の一般家庭から排出され、収集運搬を経て中間処理施設に搬入されたプラスチック容器包装廃棄物（以下、「容リプラ」という。）及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下、「製品プラ」という。）（２種類のプラスチックの総称として、以下、「プラスチック資源」という。）について、容リ協が示す品質基準や引き取り品質ガイドライン等に適合した中間処理施設（計量・記録、貯留、破袋、選別・異物（不適合物）除去、圧縮・梱包、保管等）を円滑かつ確実に実施し、そこで得られた「分別基準適合物（分別収集物）」を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）が指定する再商品化事業者に引き渡すまでの一連の業務。

3 履行期間

施設整備等期限：令和１１年８月３１日まで

本業務委託期間：令和１２年４月１日から令和２７年３月３１日まで（１５年間）

4 履行場所

本プロポーザルの企画提案で示された場所

5 中間処理事業者の責務

- （１）常に善良なる管理者の注意をもって本業務を実施すること。
- （２）本業務の実施にあたり、関係法令や各種ガイドライン等を理解・遵守するとともに、その適用及び運用を適切に行うこと。また、周辺環境の保全対策を講じるとともに、地域住民に配慮すること。
- （３）本業務の公共性を理解し、業務の円滑化及び効率化に努めること。
- （４）本業務の実施中に発見した貴重品（金品、免許証、その他重要と目されるもの）については、市及び関係機関に連絡と届出を行い、誠意をもって対応すること。
- （５）住民及び従業員を含む業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。万が一、本業務の実施中に事故等が起こった場合は、市及び関係機関に連絡の上、誠意をもって対応すること。なお、業務上発生した事故等については、市は一切の責任を負わず、中間処理事業者の責任において適切に処理すること。

- (6) 設備の故障や災害防止等のために特に必要と認めるときは、臨機の措置を行わなければならない。この場合、その措置の内容及び結果を市に報告しなければならない。
- (7) 本業務の実施にあたり必要な情報（中間処理施設の立地場所、導入した資機材設備、図面、処理能力、処理フローや処理体制等）について、準備が整い次第速やかに市に報告しなければならない。なお、報告事項に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

6 中間処理事業者の業務範囲

- (1) 搬入されたプラスチック資源を計量する業務。
- (2) 搬入されたプラスチック資源を貯留する業務。
- (3) プラスチック資源とその他の物を選別する業務。
- (4) 選別したプラスチック資源をプラスチックベールとして加工する業務。
- (5) プラスチックベールを容リ協が指定する再商品化事業者へ引き渡すまで保管する業務。
- (6) プラスチックベールを容リ協が指定する再商品化事業者へ引き渡す業務。
- (7) プラスチックベールを計量する業務。
- (8) 残渣物や禁忌品等として選別された不適合物を、八戸市一般廃棄物処理基本計画において定める分別品目ごとに分別・計量・保管し、市が指定する処理施設へ運搬する業務。
- (9) 上記に付帯するその他必要な業務。

7 中間処理に関する仕様

(1) 設備及び施設に関する仕様

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 8 条に該当する施設の場合は、市から廃プラスチック類の中間処理に係る一般廃棄物処理施設の設置許可を有している（取得見込みを含む）とともに、廃棄物処理法その他の法令の規定に従うこと。
- ② 市では、将来的なプラスチック資源の搬入量を「1,700 t～2,200 t/年」と想定しているため、年間搬入量 2,200 t 程度を処理できる能力を有した施設を整備すること。
- ③ 計量設備、プラスチック資源の貯留ヤード、破袋設備、選別ライン、圧縮・梱包設備、プラスチックベール保管ヤード等、本業務が効率的かつ適切に実施できるように設備を設置すること。特に、貯留ヤードと保管ヤードについては、搬入日数（年間で 208 日程度（週 1 回の収集×4 地区×52 週分））を勘案し、十分なスペースを確保すること。
- ④ 施設の搬入口については、容リ協のガイドライン等において容リ協が指定する再商品化事業者へのプラスチックベールの引き渡しは 10 t 車（ウイング車）1 台程度と定められているため、同程度の大きさの運搬車が搬入できる搬入口であること。
- ⑤ 計量設備については、以下の仕様に適合すること。
 - ア 10 kg 単位で計量できること。
 - イ 最大積載量 10 t 車（ウイング車）による搬入及び搬出時の計量が可能であること。
 - ウ 搬入するプラスチック資源及び搬出するプラスチックベールと不適合物の重量を車

両積載状態において計量し、記録することができること。

エ 計量設備において、各車両に計量伝票を交付できる仕様であること。

オ 計量伝票の様式については、市と協議の上、決定する。

- ⑥ プラスチック資源の貯留及び保管については、搬入車両からプラスチック資源を円滑かつ安全に荷下ろしできるスペース、動線の確保、及び対策が講じられていること。
- ⑦ 搬入されたプラスチック資源及びプラスチックバールの運び出しに必要なフォークリフトを用意すること。
- ⑧ 破袋設備については、プラスチック資源が入っている収集袋の中にある小袋まで破袋できる性能であること。
- ⑨ 選別設備については、容リ協が示す品質基準や引き取り品質ガイドライン等に適合できる処理能力を有していること。
- ⑩ 圧縮・梱包設備は、選別したプラスチック資源を容リ協が示す品質基準や引き取り品質ガイドライン等に適合したプラスチックバールとして加工できる能力を有していること。
- ⑪ 不適合物の貯留スペースについては、各種不適合物の見込量（搬入されたプラスチック資源の量の 10%程度の量）に搬入日数を勘案した分の貯留能力を有していること。
- ⑫ 不適合物を市が指定する処理施設へ運搬する車両を用意すること。車両の大きさについては、荷の積み下ろしに適した 2～4 t 車が好ましい。
- ⑬ 本業務を実施にあたり、その他必要となる資機材は中間処理事業者が用意すること。
- ⑭ プラスチック類は、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で規定する「指定可燃物」に該当することから、貯留及び保管に関しては関係法令を遵守するとともに、保管量が法令で定める量を超える場合は、管轄消防署長への届出、消火設備の設置等、必要な措置を講じること。
- ⑮ 中間処理施設には、廃棄物処理法第 21 条に規定する一般廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。
- ⑯ 中間処理施設には、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁等の発生を防止又は抑制し、周辺環境の保全が図られるような措置を講じること。万が一、環境への影響が予知された場合又は発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに、市へ報告し、市からの指示があればそれに従うこと。
- ⑰ 本業務委託期間の始期から本業務を滞りなく実施できるよう、あらかじめ設備等の試運転を行う等、円滑な業務履行のための準備を完了しておくこと。
- ⑱ 本市において、プラスチック資源の分別収集・再商品化の実施、及び容リ協が指定する再商品化事業者へのプラスチックバールの引き渡しは初めてであることから、本業務委託期間の前年度にあたる令和 11 年度の容リ協への引き渡し数量の申込み時期（10～11 月）までに、プラスチックバールの品質調査（組成調査）を行う必要がある。その調査を支援できる体制であることが望ましい。

（２）業務に関する仕様

中間処理事業者は、次に掲げる処理の流れに従って業務を行うこと。なお、業務内容の詳細については、市と協議の上、定めることとする。

- ① 中間処理施設へのプラスチック資源の搬入日数は、市の収集計画に基づく市が指定する

日（年間で 208 日程度（週 1 回の収集×4 地区×52 週分））とし、祝日も搬入日となる場合がある。ただし、12 月 31 日～1 月 3 日は除く。

- ② 市が中間処理施設に搬入するプラスチック資源の量は、「1,700 t～2,200 t/年（割合：容リプラ 88%、製品プラ 12%）」と想定している。
- ③ 搬入されるプラスチック資源の荷姿は、透明又は半透明の袋に容リプラ及び製品プラが一括混入された状態のものであること。袋の大きさは 200、300、450 である。
- ④ 搬入されたプラスチック資源が飛散しないよう適切に管理すること。
- ⑤ 中間処理施設に搬入されたプラスチック資源の重量を計量し、記録すること。なお、記録については、本業務完了後、中間処理事業者において 5 年間保存するものとする。
- ⑥ 計量したプラスチック資源は、選別が行われるまでの期間、適切に貯留すること。
- ⑦ 搬入されたプラスチック資源の外袋と混入する小袋を破袋し、容リ協が示す「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に基づく選別を行うこと。選別の上、プラスチックベールとして圧縮・梱包の加工がなされた物は「資源物」として分類し、残渣物や禁忌品等として選別された不適合物は、八戸市一般廃棄物処理基本計画において定める分別品目に分類すること。
- ⑧ 容リ協が実施するプラスチックベールの品質調査において、A ランク判定（※ 1）を達成できるよう選別の精度を高め、プラスチックベールの品質向上を図ること。

- ※ 1 ①適合分別収集物（選別後のプラスチックベール）の比率が「90%以上」の状態。
 ②破袋度が「0.2 個/kg 未満」の状態。
 ③リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、発火性危険物、医療系廃棄物、刃物等、いわゆる禁忌品の混入がない状態。

- ⑨ プラスチックベールに求められる性状は、以下のとおり。
 - ア 粉砕・溶融されたプラスチック資源が含まれていないこと。
 - イ 運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。なお、ベールの安定性のためには、ボトル類の蓋を外して圧縮を行う方が合理的である。
 - ウ 臭気の発生がないこと。
 - エ 腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
 - オ 再生処理施設での解体が容易であること。（目安：かさ比重 0.25～0.35 t/m³程度）
- ⑩ プラスチックベールの寸法は、運搬車への積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類を推奨する。

寸法 (mm) ※ 2	重量 (kg)	結束材 ※ 3
①600×400×300	18～25	PP、PET バンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	上に同じ
③1,000×1,000×1,000	250～350	上に同じ

- ※ 2 寸法の 600×400 mm、1,000×1,000 mm はプレス金型の寸法のため、実際のベールの寸法はこれよりも少し大きくなる。

※3 ベールの結束材はローリングタイプでも差し支えないが、番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくないため避けること。

- ⑪ 選別されたプラスチックベールを容リ協が指定する再商品化事業者へ引き渡すまで保管すること。
- ⑫ プラスチックベールを容リ協が指定する再商品化事業者へ引き渡す際は、車両への積み等、必要な協力を行うこと。また、引き渡しの際は、プラスチックベールの重量を計量し、記録すること。なお、記録については、本業務完了後、中間処理事業者において5年間保存するものとする。
- ⑬ 選別過程で発生した不適合物は、品目ごとに分別の上、品目ごとに重量を計量し、記録すること。なお、記録については、本業務完了後、中間処理事業者において5年間保存するものとする。
- ⑭ 選別過程で発生した不適合物は、市が指定する処理施設（燃やせるごみ：八戸清掃工場、燃やせないごみ、資源物：八戸リサイクルプラザ、埋立ごみ：八戸市一般廃棄物最終処分場）へ運搬すること。
- ⑮ 市が指定する処理施設への不適合物の搬入にあたっては、各処理施設で定められた搬入基準や搬入可能時間等を遵守すること。なお、市が指定する処理施設への不適合物の搬入手数料は発生しない。
- ⑯ 選別過程で発生した不適合物にその他の廃棄物を混入させないこと。
- ⑰ 不適合物の種類の詳細、及び市が指定する処理施設への搬入に必要な手続き等については、市が別途指示することとする。
- ⑱ プラスチック資源は可燃性であり、また残留内容物の腐敗・変質の可能性があるため、適度に換気を行う等、保管場所の環境に配慮するとともに、火気には十分気を付けること。
- ⑲ プラスチックベールの品質低下を招かないよう適切な方法で保管すること。
- ⑳ プラスチックベールの保管数量が一定量に達した時点で、直ちに容リ協が指定する再商品化事業者への引き渡しの連絡を行うこと。
- ㉑ 天災、人災による事故等により本業務に支障をきたすような事態になった場合、死亡事故等の重大な事故が発生した場合等は、直ちに市に報告すること。
- ㉒ 日報・月報・年報の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ア 中間処理事業者は、業務の実施状況を明らかにするため、毎日及び毎月の搬入量及び処理量を集計し、市に月報として報告するものとする。なお、月報については、日別の搬入量及び処理量を記載するものとする。
 - イ 月報は翌月の10日までに、年報は翌年度の4月末日までに、電子メールにより提出するものとする。なお、本書は本業務完了後、中間処理事業者において5年間保存するものとする。
- ㉓ 委託料の支払方法は毎月払いとし、市は本書7（2）㉒イによる月報の提出と毎月の業務履行確認後、適法な請求書受領から30日以内に受託者に本業務に係る委託料を支払う。
- ㉔ 中間処理事業者は、業務開始前までに、次に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。なお、報告事項に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

- ア 役員名簿
- イ 従業員名簿
 - ・車両運転手の場合は運転免許証の写しを提示すること
 - ・一般廃棄物処理施設技術管理者には、それがわかるよう印を付けること
- ウ 車両使用届
 - ・車両のナンバープレートが確認できる写真を添付すること
 - ・自動車検査証の写し及び自動車損害保険書等の写しを提示すること
- エ 就業規則、緊急連絡体制表

8 市が指定する処理施設（不適合物の搬入先）

（１）燃やせるごみ

搬入先：八戸清掃工場（八戸市大字楡引字取揚石１番地１）

搬入可能時間：平日の月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

搬入基準：搬入先に確認すること（連絡先：0178-27-1351）

（２）燃やせないごみ、資源物

搬入先：八戸リサイクルプラザ（八戸市大字楡引字山田山１番地１）

搬入可能時間：平日の月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

搬入基準：搬入先に確認すること（連絡先：0178-70-2396）

（３）埋立ごみ

搬入先：八戸市一般廃棄物最終処分場（八戸市大字楡引字湯ノ沢２番地６）

搬入可能時間：平日の月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

搬入基準：搬入先に確認すること（連絡先：0178-27-4511）

本書に定めた事項について疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、市と中間処理事業者が協議を行い決定するものとする。